

令和 8 年度

新エネルギー等関連設備導入促進補助金

西条市では、環境に調和した低炭素なまちづくりを推進するため、新エネルギー等関連設備を市内に設置する市民に対して補助金の交付を行っています。

対象者

自ら居住する西条市内の住宅（店舗兼住宅を含む）に新エネルギー等関連設備を導入する方

補助対象となる設備の対象経費および補助金額

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

補助対象
経費

- 設備費（再生可能エネルギー発電設備、高断熱外皮等）
- 工事費

補助金額

20万円（定額）

※ただし、県内に本店を置く中小建築業者等が施工する住宅であること。

家庭用燃料電池システム(エネファーム)

補助対象
経費

- 設備本体および附属品（独自モニター等）
- 工事費（据付・配線・配管工事等）

補助金額

導入金額の10分の1（上限10万円）

蓄電池

定置用リチウムイオン蓄電池

補助対象
経費

- 設備本体（蓄電池部、電力変換装置）
- 附属品（キュービクル、独自計測表示装置）
- 工事費（据付・配管工事等）

補助金額

導入金額の10分の1（上限5万円）

電気自動車等充給電設備

- 設備本体
- 附属品（充電コネクタ、ケーブル等）
- 工事費（据付・配管工事等）

手続きの流れ

1. 事業者との契約を行います。
2. 工事を行います。
3. システムの導入を完了した日から1年以内に、必要書類を添えて「補助金交付申請書」を市に提出します。
4. 市で交付申請書の内容を審査させていただき、適切であれば補助金交付を決定し、申請者に「補助金交付決定通知書」を送付します。
5. 「補助金交付決定通知書」を受け取りましたら、市に「補助金交付請求書」を提出します。
6. 請求書が提出され次第、口座振込により補助金を交付します。

ご注意点

申請書の先着順で受付し、今年度の予算に達し次第終了します。
西条市HPに本補助金に関する詳細を掲載していますのでご覧ください。
<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kankyo/newenergysubsidy.html>



補助金申請に必要な書類

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

- 1.補助金交付申請書
- 2.工事請負契約書又は売買契約書の写し及び経費の内訳が分かる書類
- 3.ZEH建物全体のカラー写真
- 4.住宅の場所が分かる地図
- 5.BELS評価書の写し
- 6.施工証明書
- 7.市税について完納していることが分かる書類

※R8.1.2以降に西条市に転入された方は、R8.1.1時点での住居地の完納証明書を提出してください。

※西条市税を滞納していないことが証明できれば、納付すべき税額等の記載の有無は不問です。

- 8.延べ床面積が確認できる住宅の平面図（併用住宅の場合）
- 9.その他市長が必要と認める書類

家庭用燃料電池システム(エネファーム)

- 1.補助金交付申請書
- 2.工事請負契約書または売買契約書の写し
- 3.製品パンフレットの写し
- 4.家庭用燃料電池システムの「導入後（型式を確認できる部分含む）」のカラー写真
- 5.製品保証書の写し
- 6.市税について完納していることが分かる書類

※R8.1.2以降に西条市に転入された方は、R8.1.1時点での住居地の完納証明書を提出してください。

※西条市税を滞納していないことが証明できれば、納付すべき税額等の記載の有無は不問です。

- 7.延べ床面積が確認できる住宅の平面図（併用住宅の場合）
- 8.そのほか市長が必要と認める書類

蓄電池

- 1.補助金交付申請書
- 2.工事請負契約書または売買契約書の写し
- 3.製品パンフレットの写し
- 4.蓄電池の「導入後（型式を確認できる部分含む）」のカラー写真
- 5.製品保証書の写し
- 6.市税について完納していることが分かる書類

※R8.1.2以降に西条市に転入された方は、R8.1.1時点での住居地の完納証明書を提出してください。

※西条市税を滞納していないことが証明できれば、納付すべき税額等の記載の有無は不問です。

- 7.延べ床面積が確認できる住宅の平面図（併用住宅の場合）
- 8.そのほか市長が必要と認める書類



さらに詳しい情報はこちら

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kankyo/newenergysubsidy.html>

